

飯田市下水道事業官民連携可能性調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

飯田市下水道事業官民連携可能性調査業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

飯田市の下水道事業は、昭和 22 年 4 月に発生した大火の復興都市計画事業として計画され昭和 25 年から管路整備に着手、昭和 40 年代後半から急速に管路等の整備を進めてきており、今後、耐用年数（50 年）に達する下水道管が急増する。そのような中、「人口減少時代」に突入し、令和 27 年（2045 年）には、当市の人口は現在の約 4 分の 3 にあたる 75,000 人程度になる（国立社会保障人口問題研究所より）とされており、人口減少に伴い、使用料収入も減少していくことが予想される。今後、人口減少がさらに進めば、下水道事業の財政状況は厳しくなり、管路や施設の維持管理、健全な財政基盤の維持が大きな課題となっている。

令和 5 年 6 月 2 日に内閣府が公表した「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 5 年改定版）」において、上下水道分野は重点分野とされ令和 13 年度までに下水道で 100 件の具体化を目指すことが示され、国土交通省からは新たな官民連携方式の導入を社会資本整備総合交付金の交付要件とすることが明記された。（汚水管の改築について、令和 9 年度以降『「ウォーター PPP」[レベル 3.5 以上] の導入が決定済であること』が要件化された）

現在、交付金を活用し管路改築を実施しているが、今後も管路施設の改築・更新には交付金を必要とするため、交付要件を満たす官民連携の導入可能性について早急に検討する必要性が生じている。

よって、本プロポーザルは上記の内容を十分理解し、創造性を発揮するとともに柔軟に対応できる高い技術力や問題解決能力を有する相手方を、適正に審査のうえ優先契約候補者として選定することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日まで

(5) 提案限度額

34,881,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

・この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

・価格提案書を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。

(6) 履行場所

公共下水道飯田処理区 ほか 14 処理区

(7) プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル

(8) プロポーザルの採用理由及び導入効果

下水道事業の持続的な経営の安定に向け、官民連携の導入可能性を検討するにあたり、創造性を

発揮するとともに柔軟に対応できる高い技術力や問題解決能力を有する相手方を、適正に審査のうえ優先契約候補者として選定するためプロポーザル方式を採用する。

2 参加資格

本企画提案へ参加できる者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 飯田市入札参加資格者名簿に登録されている者、または参加表明書提出期限までに名簿登録を行い、当市の承認を得た者であること。
(営業種目は「計画策定（その他）」に登録があること)
- (2) プロポーザル方式を行う旨を公告した日から当該プロポーザル方式における契約の相手方の決定の日までの間において、飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成 24 年 3 月 30 日飯田市告示第 42 号）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可又は決定を受けている者を除く。
- (5) 飯田市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者ではなく、飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱の別表第 3 に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (6) 平成 31 年 4 月 1 日から本公告の日までに、次のいずれかの業務を元請により契約履行実績を有していること。
 - ①国又は地方公共団体(国内に限る)が発注した水道事業又は下水道事業に関する PPP/PFI 事業に関する導入可能性調査支援業務又はアドバイザー業務
 - ②国又は地方公共団体(国内に限る)が発注した水道事業又は下水道事業の PPP/PFI 事業に関する調査研究業務
 - ③国又は地方公共団体(国内に限る)が発注したインフラ事業に関する調査研究業務

3 スケジュール

内 容	日 程
企画提案募集開始	令和 6 年 3 月 25 日（月）
参加表明書等提出期限	令和 6 年 4 月 9 日（火）17 時必着
参加資格要件確認結果通知	令和 6 年 4 月 11 日（木）
質問書提出期限	令和 6 年 4 月 30 日（火）17 時必着
質問回答	令和 6 年 5 月 9 日（木）
企画提案書等提出期限	令和 6 年 5 月 15 日（水）17 時必着
企画提案書に係るプレゼンテーションの実施	令和 6 年 5 月 20 日（月）
審査結果発表（優先交渉権者決定）	令和 6 年 5 月下旬

※上記スケジュールは予定であり、変更する場合もある。その場合は事前に連絡を行う。

4 担当部署

飯田市上下水道局経営管理課

〒395-8501 長野県飯田市大久保町 2534 番地

電話：0265-22-4511（内線 5254）

F A X：0265-21-1936

電子メール：suidou@city.iida.nagano.jp

5 参加表明書等の提出

本業務に係る企画提案へ参加を希望する者は、次により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

① 参加表明書（様式第1号）

② 会社概要（様式自由、ただしA4版とする）

③ 業務実績の確認書類（※1）

（※1）業務実績の確認書類は、契約書の写し（実績が確認できる部分の仕様書を含む）、T E C R I S（業務カルテ）の写しなど、業務の実績内容がわかる書類を提出すること。

また、提出する書類には、実績が確認できる箇所に目印（マーカー等）を付けること。

（参加資格要件を満たす契約履行実績1件分を提出。）

④ 本業務に配置予定の技術者等の経歴等（様式第2-1号～2-3号）（※2）（※3）

（※2）別紙「仕様書」の「3. 技術者等の配置要件（1）～（3）」について、直接雇用している者であることがわかる書類の写しを④に添付すること。

（※3）別紙「仕様書」の「3. 技術者等の配置要件（5）、（6）」について、有資格者であることがわかる書類の写しを④に添付すること。

(2) 提出部数

参加表明書は代表者印押印のもの1部、他は押印不要で各1部

(3) 提出期限

令和6年4月9日（火）17時必着

(4) 提出場所

上記「4 担当部署」に同じ

(5) 提出方法

持参または郵送により提出すること。郵送の場合は提出期限内必着とする。

(6) 参加資格の審査

参加資格については、提出書類に基づき審査の上、「飯田市下水道事業官民連携可能性調査業務委託に係る参加資格審査結果通知書」で通知する。

6 質問書の提出及び回答

本実施要領等の内容について質問がある場合、次により質問書を提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式第3号）

(2) 提出期限

令和6年4月30日（火）17時必着

(3) 提出場所

上記「4 担当部署」に同じ

(4) 提出方法

電子メールにより提出。件名を「企画提案に関する質問（事業者名）」とすること。また、提出後、電話で「4 担当部署」に電子メール到着確認を行うこと。なお質問は、参加表明書等が提出されていることを前提条件とする。

(5) 回答方法

令和6年5月9日（木）に全参加者宛てに電子メールにより行う。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

7 企画提案書等の作成

企画提案書及び価格提案書は、別紙「仕様書」に示す内容を満たすために具体的な提案がわかるように作成すること。

(1) 企画提案書の作成要領

企画提案書は、以下の点に留意のうえ作成すること。

- ① A4版縦置き横書き、両面印刷とすること。カラー、白黒は問わない。
- ② 表紙、目次、本編で構成し、頁番号を付すこと（8頁以内（表紙・目次を含まない）とする）。
- ③ 「企画提案書（様式第4号）」を表紙とすること。
- ④ 企画提案書は、可能な限り分かりやすく平易な表現を用いて記述すること（文字フォントについては、図表や注釈等を除き原則として10ポイント以上の大きさとする）。
- ⑤ 工程表（様式自由、ただしA4版縦置き横書きとする。なお、本編には含めない）。
- ⑥ 別紙「仕様書」の「4. 業務内容（1）～（6）」の章立てに沿って作成すること。

(2) 価格提案書

「価格提案書（様式第5号）」に提案金額を記載すること。また、「内訳明細書（様式第5号 別添）」を添付すること。

8 企画提案書等の提出

参加資格を得たプロポーザル参加者は、次のとおり企画提案書及び価格提案書を提出すること。

(1) 提出部数

- ① 企画提案書 正本1部、副本10部（コピー可）及び電子データ一式（PDFファイル）
- ② 価格提案書 1部

(2) 提出期限 令和6年5月15日（水）17時必着

(3) 提出場所 上記「4 担当部署」に同じ

(4) 提出方法 持参または郵送により提出すること。電子データについてはCD-Rにデータを格納し、提出すること。郵送の場合は提出期限内必着とする。

9 審査方法

参加表明書等、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について「飯田市下水道事業官民連携可能性調査業務委託プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において、評価基準に基づき公平かつ客観的に評価を行い、最も優れた企画提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。あわせて次点交渉権者も選定する。

(1) 審査委員会

役職	委員	備考
委員長	上下水道局長	
委員	経営管理課長 下水道課長 下水浄化センター所長 水道課長 下水浄化センター所長補佐 下水道課下水道整備係長 飯田市上下水道事業運営審議会代表	
事務局	経営管理課下水道経理係	

(2) 審査概要

企画提案書等の内容について、プレゼンテーションでの評価を行う。

① 日時及び場所

令和6年5月20日（月） 飯田市役所内 ※場所及び時間は、別途案内する。

② 実施時間

提案説明は、各参加者40分以内とする。その後質疑応答を20分程度行う。

③ 出席人数は、企画提案書の内容を熟知している3人までとする。

④ プレゼンテーションにあたり、プロジェクター等の電子機器を使用することは可能とするが、電源、プロジェクター及びスクリーン以外の必要な機器は、参加者が用意すること。

(3) 評価及び審査について

審査委員会において、別表「評価基準表」の評価項目について配点のとおり評価を行い、選定を行う。

(4) 優先交渉権者及び次点交渉権者の候補者の決定

審査結果から評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点交渉権者とする。同点の場合は、評価項目「考え方」の「実現性」の合計点数が高い者を優先交渉権者とする。

ただし、審査基準の配点合計に出席審査委員の人数を乗じた値の6割を最低基準とし、評価点の合計が最低基準に満たない場合は優先交渉権者、次点交渉権者としない。

(5) 受注者の決定

優先交渉権者は、提案及び契約の内容について当市と協議の上、当市の決定を受けることに

より受注者となる。ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、当市は次点交渉権者と協議を行うことがある。

(6) 審査結果の通知

審査結果については、全参加者に書面にて通知する。なお、契約締結後に審査結果の概要を飯田市ホームページに掲載する。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出以降に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 提出書類の作成、応募、プレゼンテーション審査の参加等一切の経費は、参加者の負担とする。また、提出書類等は返却しない。
- (3) プロポーザル参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- (4) 必ずしも企画提案書の内容で契約を保証するものではない。
- (5) 企画提案に関する提出期限後の提出書類の変更、差し替えは認めない。ただし、当市が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (7) 次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。
 - ① 定められた提出方法、提出期限等の条件に適合していない場合
 - ② 企画提案者の記名及び押印を欠く場合
 - ③ 誤字又は脱字等により不明確な記載が多い提案
 - ④ 価格提案書の記載金額が提案上限額を超えた提案
- (8) 次のいずれかに該当する行為をしたものは失格とする。
 - ① 企画提案に関わる書類に虚偽の記載をした場合
 - ② その他、実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した場合
 - ③ 審査委員関係者と不正な接触等を行った場合